由利本荘総合防災公園 管理運営計画(案)

(平成28年8月25日現在)

8月3日 全員協議会提案箇所 抜粋

1章~6章

平成28年 月 日 日 由利本荘市

2章 由利本荘総合防災公園の基本理念・方針

1. 基本理念

「すべての市民が安全・安心・快適に利用できる複合型交流拠点の創出」 みんなを笑顔にし、みんなに愛され、将来に向け夢あふれる空間を創出します。

4章 利用規則

(9) 基本となる施設利用料金(案) について

アリーナゾーン	利用者種別等	利用時間	利用面積	利用料金
メインアリーナ	アマチュアスポーツ	平日9:00~12:00	1/4面	1,980円
	(入場料なし)	(午前枠)		
サブアリーナ	アマチュアスポーツ	平日9:00~12:00	1面	1,980円
	(入場料なし)	(午前枠)		
剣道場・柔道場	アマチュアスポーツ	平日9:00~12:00	1/2面	1,980円
	(入場料なし)	(午前枠)		
多目的室兼	アマチュアスポーツ	1時間	1/3室	110円
選手控室	(入場料なし)			
プロ選手控室	プロスポーツ	1 時間	1室	1,320円
諸室(※)	アマチュアスポーツ	1 時間	1室	110円
	(入場料なし)			
フィットネス	利用種別問わず	平日9:00~12:00	1室	1,980円
スタジオ	営利目的外	(午前枠)		
SHOP	営利、非営利問わず	1時間	1スペース	3 3 0 円
ホワイエ他	営利、非営利問わず	1 時間	$2~0~\text{m}^2$	100円
			(1 ㎡毎)	(5円加算)
鳥海ラウンジ	営利目的	月額180,000円の範囲内		

※諸室とは、審判控室、主催者室及び大会医務室をいう

屋外ゾーン	利用者種別等	利用時間帯	利用面積	利用料金
屋根付グラウンド	アマチュアスポーツ	平日9:00~12:00	1/2面	1,980円
	(入場料なし)	(午前枠)		

⑥時間区分を超えて利用する場合の利用料金設定について

対象施設	
アリーナゾーン	メインアリーナ、サブアリーナ、剣道場、柔道場
	フィットネススタジオ
屋外ゾーン	屋根付グラウンド

- ○競技大会等で利用する場合で、開館時間前及び時間区分を超えて利用する場合の利用料金は、1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、夜間枠の利用料金の2分の1相当額とする。
- ○許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の利用料金(21時30分以後にわたる超過時間については、夜間枠の利用料金の額。)の2分の1に相当する額とする。